議案第52号

羽生市行政組織条例の一部を改正する条例

羽生市行政組織条例(平成11年条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては 「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(設置)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律 第67号) 第158条第1項の規定 に基づき、<u>市長の権限</u>に属する事務 を分掌させるために、次に掲げる部 を置く。

総務部

企画財務部

健康福祉部

経済環境部

まちづくり部

(分掌事務)

第2条 <u>前条</u>に規定する部の分掌事務 は、次のとおりとする。

総務部

 $1 \sim 12$ (略)

13 <u>戸籍及び住民基本台帳に関</u> すること。

14 市民相談に関すること。

15 (略)

企画財務部

改正前

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律 第67号)第158条第1項の規定 に基づき、市長はその権限に属する 事務を分掌させるために、次に掲げ る部を置く。

総務部

企画財務部

市民福祉部

経済環境部

まちづくり部

2 前項に規定する部のほか、次に掲 げる課を置く。

工事検査課

(分掌事務)

第2条 <u>前条第1項</u>に規定する部の分 掌事務は、次のとおりとする。

総務部

 $1 \sim 12$ (略)

13 (略)

企画財務部

1~6 (略)

7 工事の検査に関すること。

<u>8</u> (略)

9 (略)

健康福祉部

1~9 (略)

10 (略)

経済環境部・まちづくり部 (略)

(臨時の部)

第3条 市長は、その権限に属する臨 時の事務を分掌させる必要を認める ときは、第1条の規定にかかわらず、 臨時の部を設けることができる。 (委任)

事項は、規則で定める。

1~6 (略)

(略) 7

(略) 8

市民福祉部

1~9 (略)

10 戸籍及び住民基本台帳に関 <u>すること。</u>

11 市民相談に関すること。

12 (略)

経済環境部・まちづくり部 (略)

2 前条第2項に規定する課の分掌事 務は、次のとおりとする。

工事検査課

1 工事の検査に関すること。 (臨時の部)

|第3条 市長は、その権限に属する臨 時の事務を分掌させる必要を認める ときは、第1条の規定にかかわらず臨 時の部を設けることができる。 (委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な | 第4条 第1条に規定する部並びにそ の分掌事務その他この条例施行に関 し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(羽生市住居表示整備審議会条例の一部改正)

2 羽生市住居表示整備審議会条例(昭和40年条例第9号)の一部 を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては 「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

(1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在すると きは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(庶務)	(庶務)
第7条 審議会の庶務は、総務部市民	第7条 審議会の庶務は、市民福祉部
<u>生活課</u> において処理する。	<u>市民生活課</u> において処理する。

(羽生市児童福祉協議会条例の一部改正)

3 羽生市児童福祉協議会条例 (平成12年条例第6号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては 「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(庶務)	(庶務)
第7条 審議会の庶務は、健康福祉部	第7条 審議会の庶務は、市民福祉部
<u>こども家庭課</u> において所掌する。	<u>子育て支援課</u> において所掌する。

(羽生市子ども・子育て支援会議条例の一部改正)

4 羽生市子ども・子育て支援会議条例(平成25年条例第36号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては 「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改正前
(庶務)	(庶務)
第6条 支援会議の庶務は、健康福祉	第6条 支援会議の庶務は、市民福祉
<u>部こども家庭課</u> において処理する。	<u>部子育て支援課</u> において処理する。

令和5年11月27日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明